

平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額をおさらいすると下記の
とおりとなります。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 〔 1,120万円超 1,170万円以下 〕	950万円超 1,000万円以下 〔 1,170万円超 1,220万円以下 〕
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者 特別 控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円

(注) 給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者
特別控除の適用を受けることができません。

【平成 30 年分 給与所得者の保険料控除申告書】

この様式も前年までの配偶者控除等申告書と一対の様式でしたが、平成 30 年分から分
離され保険料控除のみの様式として独立しています。

記載する内容は、前年までと何も変わっていませんので、特に留意する点はないかと思わ
れます。

参考に様式をアップします。

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

新納税者番号	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
給与の支払者の法人番号	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は届前

保険会社等の種類	保険等の種類	保険金の受取人の氏名	住所	給与の支払者の住所
生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料
健康保険料	健康保険料	健康保険料	健康保険料	健康保険料
介護保険料	介護保険料	介護保険料	介護保険料	介護保険料
雇用保険料	雇用保険料	雇用保険料	雇用保険料	雇用保険料
退職金	退職金	退職金	退職金	退職金
雑損	雑損	雑損	雑損	雑損

社会保険の控除	健康保険料	厚生年金保険料	国民年金保険料	国民健康保険料
合計(控除額)				

控除額	あなたが本年中に受取った控除額の合計
控除額	あなたが本年中に受取った控除額の合計

2. 12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
12月	給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払いをするとき
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月4日	10月決算法人の確定申告
1月4日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月4日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月4日	4月決算法人の中間申告
1月4日	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告
1月4日	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

3. スタッフの一言

12月とは思えない暖かい日が続いていますが、まもなく本格的な冬らしい気候が到来するようです。寒暖差が激しくなりますが、体調管理には十分留意して、平成30年の残り1か月を乗り切りたいと思います。

担当 内田